

## 合意書（案）

大東建託パートナーズ株式会社（以下「甲」という）と、適格消費者団体特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「乙」という）は、乙の甲に対する消費者契約法 12 条に基づく差止請求に関し、以下のとおり合意した。

- 1 甲は、消費者を借主とする建物賃貸借契約を締結するに際し、次の各号の意思表示を行わないことを約束する。
  - (1) 正当事由が存在することを要件として明示することなく、甲の都合により契約解除または更新拒絶することができるとする条項
  - (2) 甲が修繕義務を負う範囲（次に掲げるものを除く）を軽減させる条項
    - a 畳表の取替え b 電球、蛍光灯の取替え c ふすま紙の張替え
    - d 水栓蛇口の止水コマ、パッキンの交換 e 鍵の紛失による取替
    - f ガラスのはめ換え
  - (3) 消費者が、通常の使用によって生じた損耗又は経年劣化についても、その損傷を原状に復する義務を負うものとする条項
  - (4) 消費者の甲に対する必要費の償還請求権を制限する条項
- 2 甲は、本日までに甲が前項各号に該当する意思表示を行って賃貸借契約を締結（契約更新を含む）し、かつ、現在も契約が継続している消費者に対し、令和 年 月 日限り、別紙「条項改訂のご案内」記載の内容を記載した書面を送付する方法に前項各号に該当する意思表示を撤回して変更する旨を通知する。
- 3 甲は、本日までに甲が第 1 項各号に該当する意思表示を行って賃貸借契約を締結（契約更新を含む）し、かつ、現在も契約が継続している消費者に対し、第 1 項各号に該当する条項に基づく権利を行使する行為、または、同条項に基づき消費者の権利を制限もしくは義務を加重する行為を行わないことを約束する。
- 4 甲は、自らの従業員に対し、第 1 項及び第 3 項において約した事項を遵守するよう周知・徹底させる措置を講ずる。
- 5 甲が、本日以降、第 1 項ないし第 3 項に違反する行為を行った場合は、甲は、乙に対し、違約金として、当該行為の相手方となった消費者一人につき、金 50 万円を支払う。

本合意の成立を証するため、本合意書 2 通を作成し、甲と乙でそれぞれ 1 通ずつ所持する。

令和 2 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

甲

乙